

年会費の自動振替化について

会員各位

公益社団法人 北海道臨床工学技士会

会長 室橋 高男

謹啓

会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。本年度も技士会活動へのご理解・ご協力をお願い申し上げます。

さて、年会費支払方法について改訂にともない、諸手続きの変更がございますので、下記をご参照ください。

平成 26 年度総会において「会費規定の第 7 条」が改訂されました。

★ 会費規定第 7 条(平成 28 年 4 月 1 日より施行)

年会費は、普通会员は自動振り込み手続きを行い当会指定の口座に納入する。

なお、理事会の議決を経て振込での納入を認めることができる。その際は毎年 4 月末日までに納入しなければならない。

改訂の理由は、毎年多額の年会費未納金が発生しております。これは財務処理上大きな問題で、毎年のように監査から改善するように指摘されています。督促を再三行っても効果がないため、やむを得ず改訂を実施することになりました。

改訂された会員規定第7条は、平成28年度より完全施行されますので、平成27年3月31日までに自動振込の手続きを行っていない会員の皆様は、原則全員自動振り込みに移行していただきます。(ただし、特別の事情において変更できない旨を申請され、理事会で承認されたものは除く。)

なお、上記の期限までに手続きが完了されない場合、会員資格を喪失することになるので、ご注意ください。

【会員資格喪失に伴う不利益】

- ・退会扱いになると自動的に日本臨床工学技士会も退会扱いとなり、日本臨床工学技士会および北海道臨床工学技士会会員であることが加入条件となっている臨床工学技士責任賠償保険の適応と継続ができなくなる。
- ・北海道臨床工学会の演題発表や会員限定のセミナーなどに参加出来ないこと。
- ・役員選挙の選挙権、被選挙権が喪失し、推薦人になれないこと。

同封された記入方法例をご参照いただき、申込用紙に必要事項を記入し捺印のうえ、返信用封筒にてご郵送ください。御不明な点がございましたら、斉藤財務委員長(JHCO 札幌北辰病院 ME 部 011-893-3000)にご連絡ください。

※ 会費の納入方法に対して特別な事情がある場合は、早めの連絡(手続き上時間を要します)をお願い致します。

会員の皆様におかれましては、以上の内容をご理解頂き、ご協力頂きますようお願い申し上げます。

敬具